

《社会民主党 2021.10.18 回答》

医療基本法フォーラム 御中

医療基本法に関するアンケート（社会民主党からの回答）

政党名:社会民主党

提出日:2021年10月18日

担当:政策審議会 小林

【回答】

質問1-1

はい

質問1-2

※2021衆議院選挙公約の詳細版（告示日に社民党HPで公開予定）

質問1-3(医療基本法に関する社民党の考え方)

日本の国民皆保険制度は世界に誇るべきものであり、医学医術、医療提供体制は高度の水準にあります。しかし「聖域なき構造改革」（2001年）に始まり今に至る医療保障制度の改変によって「医療を受ける権利」が侵害され続けています。

また近年の医療の高度化、複雑化に一般の市民が追いつくことは非常に難しい状況です。医療は極めて専門的な分野にあり、医師等がもつ知識や情報量は圧倒的に大きく、患者や家族にとって“医療は与えられるもの”という意識が根強くあります。そうした中で、医療サイドのパターナリズム（父権主義）は温存され、医療事故の隠蔽、医療費の不正請求などが続いてきました。また、薬害は後を絶たず、その背景には医療行政の誤りがあります。国の政策の誤りの際たるものである「らい予防法」や「優生保護法」は、患者、障害者らの人権を著しく侵害し、法律が廃止・改正されても未だに偏見・差別の根拠を残しています。

一方、1981年に開催された世界医師会総会（リスボン於）では「患者の権利宣言」が採択され、良質の医療を受ける権利、選択の自由、自己決定権など11の原則が示されました。日本においても各医療施設が「患者の権利」を尊重することを示すなど大きな進展がありました。また、インフォームド・コンセントの周知と徹底、セカンドオピニオンの推進、医療費領収書発行などが諸団体の地道な活動によって実現されてきました。

さらに患者が自分のいのち、からだの主体となり、安心、納得、満足して医療を受け、回復（症状の緩和）していくためには“医療への参加”が不可欠です。医療政策制度に患者の権利を尊重する視点が必要です。憲法13条「幸福追求権」、憲法25条「生存権」を根底に、医療について基本理念を明らかにし、総合的、計画的に推進していく医療基本法（仮称）が必要であると考えます。

質問2-1

はい

質問2-2

※2021衆議院選挙公約の詳細版（告示日に社民党HPで公開予定）

質問2-3(医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する社民党の考え方)

喫緊の課題としては、政府が強引に推進する地域医療の再編、公立・公的病院の統廃合を一旦中止すべきです。この問題は、住民がそこに住み続けられるのどうか、地域の存続にも関わる問題です。またこの間、国は保健所や保健師の削減を続け、公衆衛生体制を脆弱にしてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大で、その誤りが露呈しています。医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進は非常に重要であると考えます。

質問3-1

はい

質問3-2

※2021衆議院選挙公約の詳細版（告示日に社民党HPで公開予定）

質問3-3(患者の権利の尊重・擁護に関する社民党の考え方)

患者の権利を尊重・擁護するために、インフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの周知、徹底が必要だと考えます。患者や家族が医療記録を知る権利を保障するためにカルテ開示の法制化も必要です。医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報告の義務化や安全指導等、そして被害者救済のための公的な制度を実現すべきです。「患者の権利基本法」（仮称）から、さらに包括的な「医療基本法（仮称）」にシフトします。

質問4（医療基本法要綱案フォーラム版に関する社民党の見解）

非常に重要な法案であると思います。特に、基本理念の①に「健康とは、単に病気でないことを意味するものではなく、肉体的、精神的及び社会的に良好な状態を意味するものであること」とあります。現在、健康は“病気ではない状態”と捉えられており、健康保険制度の適用範囲も限定されていますが、その視点から範囲を拡大する必要があると考えます。

昨年末、超党派の議員立法で「生殖補助医療法」が成立しました。審議は法務委員会のみで衆参両院を足してもわずか5時間程度の審議時間でした。背景には、菅・前内閣が不妊治療の保険適用を決定するなどの後ろ盾がありました。

政府は、生殖補助技術に関する法律が求められていたにも関わらず、長期に渡って先送りしてきました。その結果、保険外診療が拡大し出生前診断のビジネス化等も含め、様々な問題が生じています。しかし同法は、諸課題（技術の安全性や管理、個人情報管理、精

子・卵子・胚の売買など) について規制がまったく示されていません。子どもが「出自を知る権利」も保障されていません。さらに、新たな優生思想を引き起こしかねない条文もあります。これら重要な部分は2年後の改定とされています。

この問題一つをとっても、医療基本法によって基本的な理念を示しておくことの必要性を強く痛感いたします。実現に向けて社民党も取り組んで参りたいと考えます。

(以上)